

半田市中小企業電気・ガス料金高騰対策支援金

【申請要領】

■申請受付期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月31日（水）まで（消印有効）

■申請書類の提出方法

①電子申請（Web フォーム）

②郵送

＜提出先＞ 半田商工会議所

〒475-0874 半田市銀座本町 1-1-1

半田商工会議所 電気・ガス料金支援金係



＜申請フォーム＞

■お問い合わせ

支援金の申請等については、問合せフォーム又は以下の窓口で電話でお問い合わせください。

＜問合せフォーム＞



＜電話＞

半田商工会議所 電気・ガス料金支援金係
電話：0569-21-0311

受付時間：9時から15時まで
（土日祝日を除く）

※必ずお読みください※

- 1 審査の結果、対象とならない場合であっても、申請に係る費用（郵送料、証明書の料金等）は返還できません。
- 2 支援金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、支援金の交付を受けた申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 3 支援金交付事務の円滑・適正な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 4 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は事務担当者）へ追加の書類提出を求める通知等を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、半田市の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者は支援金の申請を辞退したものとみなされます。
- 5 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。

I 支援金の概要

①趣旨

事業活動においてエネルギー価格高騰の影響を受けた市内中小企業者の負担を軽減し、事業の継続を支援することを目的として支援金を交付します。

②交付要件

令和 5 年 4 月～同年 9 月の期間の、いずれか任意の一月において、電気、ガスの経費を 5 万円以上支払った中小企業者。

※市内事業所の事業で支出した経費のみ対象となります。

③交付額

令和 5 年 4 月～同年 9 月の期間のいずれか任意の一月の電気・ガス料金の合計額に応じて、以下の交付額となります。

本支援金の申請は、1 事業者につき、1 回限りとなります。

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1) 対象経費の合計額が 5 万円以上 10 万円未満の場合 : | 25,000 円 |
| (2) 対象経費の合計額が 10 万円以上 15 万円未満の場合 : | 50,000 円 |
| (3) 対象経費の合計額が 15 万円以上 20 万円未満の場合 : | 75,000 円 |
| (4) 対象経費の合計額が 20 万円以上 25 万円未満の場合 : | 100,000 円 |
| (5) 対象経費の合計額が 25 万円以上 30 万円未満の場合 : | 125,000 円 |
| (6) 対象経費の合計額が 30 万円以上の場合 : | 150,000 円 |

II 対象事業者

令和 5 年 11 月 1 日において市内に本店、支店又は営業所等を有しており、かつ、市内において事業活動を営む「中小企業者」で、引き続き、市内で事業活動を継続する意思がある者が対象となります。ただし、次のいずれかに該当するものは、対象者となりません。

- (1) 半田市の市税を滞納している中小企業者
- (2) 令和 5 年 4 月から同年 9 月までの間のいずれの 1 月においても、市内で自らの事業活動に使用した電気及びガスの料金（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額が 5 万円未満の中小企業者
- (3) 代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員等が半田市暴力団排除条例（平成 23 年半田市条例第 19 号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者であり、又はこれらの者が直接的若しくは間接的

に経営に関与している中小企業者

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う中小企業者
- (5) 特定の宗教又は政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う中小企業者
- (6) 宗教上の組織若しくは団体又は業として宗教上の行為を行う中小企業者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が交付対象者として適切でないと認める者

<中小企業者とは>

本支援金における中小企業者とは、「中小企業基本法」第 2 条第 1 項に規定する方になります。

「中小企業基本法」(昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号)における「中小企業者」の範囲(表 1)

業種	中小企業者(下記のいずれかの条件を満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数 ^{※1}
製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く) ^{※2}	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

※ 1 常時使用する従業員とは、以下の①又は②のいずれかを満たす従業員です。

①期間の定めがなく雇用されている者

②過去 1 年以上の期間引き続き雇用されている者、又は雇い入れ時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者

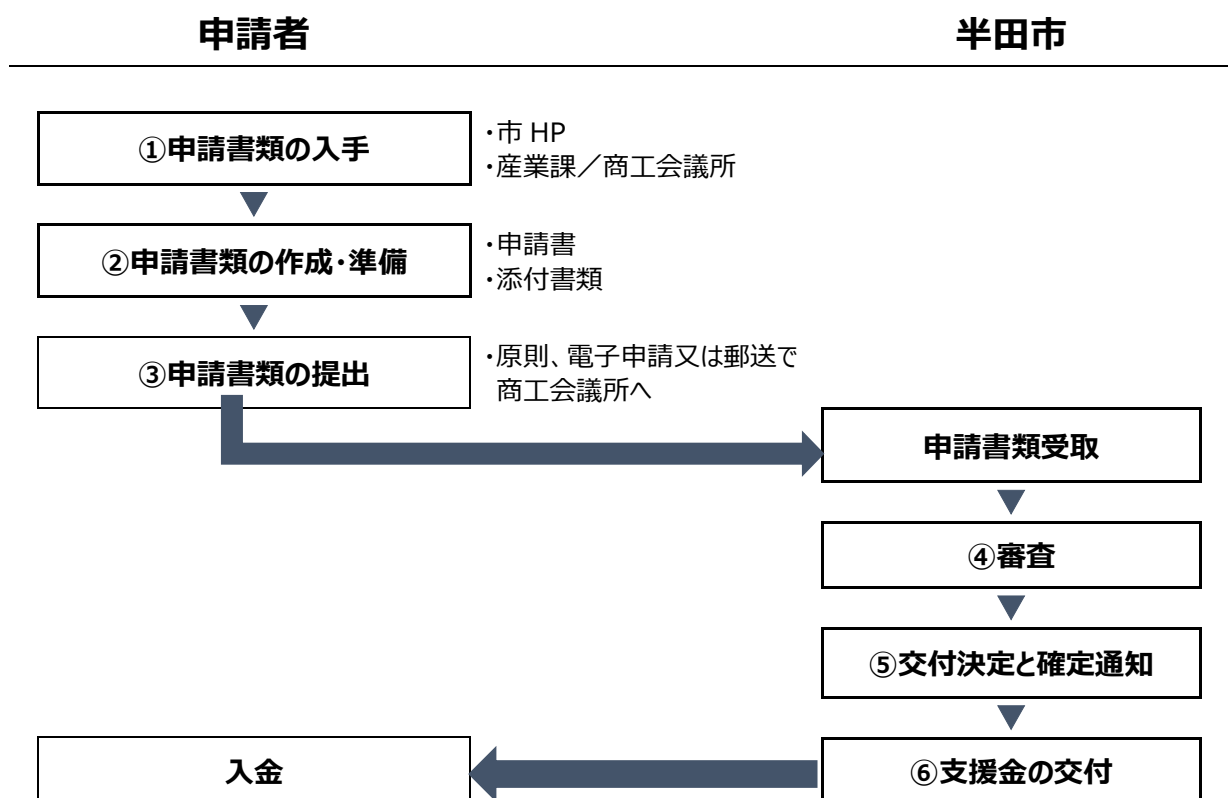
※ 2 個人事業の農家はその他の業種として中小企業者に含まれます。

<対象外となるもの＝「会社」に該当しない法人の例>

医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合)、法人格のない任意団体、政治団体や宗教法人

※農業法人は会社法上の会社形態(株式会社等)であれば対象

Ⅲ 申請から交付までの流れ



①申請書類の入手

申請書類は、市ホームページ、市役所産業課又は半田商工会議所で入手することができます。なお、Web フォームによる電子申請も可能です。

②申請書類の作成・準備

申請書及び添付書類について本要領を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

③申請書類の提出

申請書類については、原則、郵送又は電子申請にてご提出ください。

なお、提出書類は申請書及び提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

＜提出先＞ 半田商工会議所

＜送付先＞ 〒475-0874 半田市銀座本町 1-1-1

半田商工会議所 電気・ガス料金支援金係

申請受付期間 令和5年11月1日（水）から令和6年1月31日（水）まで（消印有効）

④審査

必要書類に不足がないか、交付要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）への追加提出を求める通知等を行います。

また、必要があれば申請書類に関して説明を求めることがあります。

⑤交付決定と確定通知

支援金の交付決定及び確定通知は、書面を郵送し通知します。

⑥支援金の交付

交付決定及び確定通知を郵送した方に対し、順次支援金を振り込みます。

Ⅳ 申請に必要な書類

※各書類の「写し」については、数字や文字が読み取れる状態での提出をお願いします。

No.	提出書類一覧
1	■半田市中心小企業電気・ガス料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書【第1号様式】 ・押印は不要です。
2	■半田市中心小企業電気・ガス料金高騰対策支援金の申請に関する誓約・同意書【第2号様式】 ・法人の場合は代表者印（会社実印）、個人の場合は申請者の認印を押印してください。 ・電子申請の場合は、押印に代えて誓約・同意事項にチェックをいただきます。
3	市内に事業所を有し、市内で事業活動を行っていることが確認できる書類 ・確定申告書の写し又は令和5年1月から同年9月までの開業届等の写し ＜法人＞ 令和4年分または令和5年分の収受印入り「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（2枚両面）」の写しを提出してください。 ＜個人＞ 令和4年分の収受印入り「所得税の申告書B（第一表）」の写し及び「所得税青色申告決算書（1頁及び2頁）」の写しを提出してください。（白色申告者の場合は、「所得税の申告書B（第一表）」の写し及び「収支内訳書」の写しを提出してください。 ※令和5年1月から9月までに開業した方は、開業届（収受印入り）の写しを確定申告書の代わりに提出してください。 ※e-taxを利用して申告した場合は、申告書等とともに「受信通知」を添付してください。
4	対象経費の支払が確認できる書類の写し ・令和5年4月から9月の期間で市内事業所の事業に対して、支出したことを証す電気又はガス料金の領収書等の写し ・領収書等には、宛名、発行者名、金額、取引品目、使用場所、支払日若しくは領収日、利用月等の取引の内容が確認できる事項（以下、「必要事項」という。）が記載されている必要があります。 ・通帳の写しやクレジット明細等を領収書としてご提出いただく場合は、必要事項の記載がないため、請求書等（必要事項の記載がある書類）を併せて提出してください。 ・電気又はガス料金が30万円を超える場合は、すべての領収書の提出は不要です。超えることを確認できる範囲の領収書等の書類を提出してください。 ・対象経費のうち、事業で利用しているものと、家事で利用しているものが混在している場合は、税務申告を基準に家事按分をしたうえで、事業分のみを申請してください。

	＜電気・ガス料金の合計額の算出について＞ 本支援金におけるエネルギー経費の合計額の算出は、支払月における対象経費の合計額となります。以下の例のように、締め日等の経費が発生した月ではなく、実際に支払った月で合計額を算出しますのでご注意ください。 （具体例）令和5年7月1日～7月31日に発生した経費を8月27日に支払った場合、同経費については、<u>8月分の経費</u>となります。
5	本人確認書類の写し ・申請者（法人の場合は代表者）本人の運転免許証、マイナンバー等の顔写真付きのものを提出してください。なお、法人の場合は、履歴事項全部証明書（申請前3か月以内に発行されたもの）で代用が可能です。 ※運転免許証で住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。
6	振込口座及び口座名義人等が確認できる書類 ・振込先となる通帳のオモテ面と、1・2頁目部分の写しを提出してください。 必ず、以下の項目すべてが確認できる部分の写しであることをご確認ください。（電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。） ①金融機関名 ②支店名・支店番号 ③口座番号・預金種別 ④口座名義人（漢字・フリガナ） ※口座名義（カナ）については、小文字のカナ文字や一部の記号が使用できませんので、通帳等をご確認の上、正しく記載いただくようお願いします。 例）小文字「ア～オ」「ヤ～ヨ」「ツ」は、「ア～オ」「ヤ～ヨ」「ツ」の代替使用文字にて記載してください。
7	申請書及び提出書類チェックシート・アンケート ・チェックシートを活用し、提出書類に不足・不備等がないように確認してください。 ・今後の参考のため、アンケートにご協力ください。